

崇城大学工学部 履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、工学部の履修に関する細部について定めることを目的とする。

(単位の修得)

第 2 条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、かつ試験等に合格しなければならない。

2 不合格となった授業科目の単位を修得するためには、再履修しなければならない。

(履修の申請)

第 3 条 履修の申請は、学期の始めの所定の期間内に、履修登録システムに登録することにより行う。

2 正当な理由がなく、所定期間内に履修登録を行わない者は、履修を許可しない。

3 履修登録システムでの登録完了をもって受講を許可したものとするが、受講者多数の場合には、制限することがある。

(履修の制限)

第 4 条 履修は学則別表 I に基づいて作成された「授業時間割」により、年次毎に履修するものとし、次の制限に従わなければならない。

(1) 1年間に履修できる単位数は原則として46単位までとする。宇宙航空システム工学科の専修課程については、8単位まで追加履修を認めることがある。

(2) 前年度1年間のGPAが3.5以上の場合、年間4単位(前期後期各2単位)分を履修登録上限単位数から緩和することができる。

(3) 上級年次に開講される授業科目を履修することはできない。ただし、所属学科の承認を受け、かつ、授業科目担当の教員が許可した場合は履修することができる。

(4) 同一時限に重複して2授業科目を履修することはできない。

(5) 既に履修し、単位を付与された授業科目について再履修す

ることはできない。

(他学科、他学部開講科目の履修)

第4条の2 工学部の所属学科に開講されない他学科の専門教育課程の授業科目及び芸術学部・情報学部・生物生命学部・薬学部の専門教育課程の授業科目を10単位まで履修することができる。これによって修得した単位は専門選択科目(選択必修科目を除く)の卒業要件単位数に加算する。ただし、上級年次に開講される授業科目は履修できない。

2 基礎教育課程の授業科目を再履修する場合には他学科及び情報学部・生物生命学部で履修することができる。

3 前2項により他学科・他学部の授業科目を履修しようとする者は、授業科目担当者の許可を得なければならない。

ただし、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、受講人数を制限することがある。

(その他)

第4条の3 英語・日本語基礎教育分野の日本語教育科目は、学則第36条に定める外国人留学生(および帰国子女)に限り履修することができるものとする。

第5条 削除

(履修の優先順位)

第6条 必修科目を指定の年次に修得できなかった場合は、その科目を他に優先して再履修しなければならない。

(欠 講)

第7条 選択科目は、状況によっては開講しないことがある。また、開講した科目でも履修者数によって開講を中止することがある。

(出 席)

第8条 履修の申請をした授業科目には、全ての授業に出席し、遅刻、欠席等のないようにしなければならない。

(欠 席)

第 9 条 授業に欠席した場合または欠席する場合は、欠席届を教務課に提出しなければならない。

病気等により、欠席が 1 週間以上に及ぶ時は医師の診断書等を添付しなければならない。

(試験の種類)

第 10 条 試験は、平常試験、定期試験、追試験、再試験および臨時試験とする。

(1) 平常試験は、授業科目の履修期間中に定めて行う試験。

(2) 定期試験は学期末に期間を定めて行う試験。

(3) 追試験は病気、忌引、交通事故、その他止むを得ない理由により定期試験等を受験できなかった者に対して行う試験。

追試験を受けようとする者は、受験できなかった理由についての証明書(診断書等)を添え当該授業科目の試験終了後 1 週間以内に教務課に願い出なければならない。

追試験は、原則としてその学期の成績報告期限までに通常 1 回行うものとする。

(追試験は理由によっては不許可とすることがある。)

(4) 再試験は定期試験等の不合格者、前項追試験の受験が不許可になった者等に対し担当教員により随意行われる試験。

再試験を受験する者は、所定の再試験料を納入しなければならない。

再試験に合格した場合の成績は「秀」と「優」は与えない。

(5) 臨時試験は上記(1)から(4)項以外に行う試験。

(受験資格)

第 11 条 次の各号に該当する者は、受験を認めない。

(1) 履修の申請をしていない者。

(2) 学生証を携行していない者。

(3) 学納金あるいは再試験料を未納の者。

(4) 1 授業科目についての出席時数が原則としてその科目の講義時数の 3 分の 2 未満の者。

(5) 試験開始後 20 分以上遅刻した者。

(不正行為)

第12条 受験に際し不正行為を行った者は、当該学期の全授業科目について、その年度の単位を付与しない。

(成績の発表)

第13条 試験の結果は、掲示する。

(進級要件)

第14条 各学科の進級要件は下記のとおりとする。

- (1) 機械工学科、ナノサイエンス学科、建築学科、宇宙航空システム工学科において進級に際し要件を設ける。要件については別表Iのとおりとする。

(留年者の履修)

第15条 2年次に進級できなかった者に対しては、次年度の学則別表I(授業科目)ならびに進級要件と卒業要件が適用される。

第16条 削除

(卒業要件)

第17条 卒業するためには本学に4年以上在学し、必修科目の単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。

ただし、124単位の中には、次の単位を含んでいること。

【機械工学科】

授業科目の区分		単位数
基礎教育課程	初年次教育	7単位
	キャリア教育	10単位
	人間と科学・外国語教育	
	数理基礎教育	9単位
英語・日本語基礎教育	8単位	
専門教育課程		70単位
全教育課程 (基礎教育課程・専門教育課程)		20単位

【ナノサイエンス学科】

授業科目の区分		単位数
基礎教育課程	初年次教育	7単位
	キャリア教育	10単位

	人間と科学・外国語教育	
	数理基礎教育	6 単位
	英語・日本語基礎教育	8 単位
専門教育課程		7 0 単位
全教育課程 (基礎教育課程・専門教育課程)		2 3 単位

【建築学科】

授業科目の区分		単位数
基礎教育課程	初年次教育	7 単位
	キャリア教育	1 0 単位
	人間と科学・外国語教育	
	数理基礎教育	1 4 単位
	英語・日本語基礎教育	8 単位 (建築総合コース) 1 0 単位 (建築計画コース、建築構造コース)
専門教育課程		7 0 単位 (建築総合コース) 7 1 単位 (建築計画コース) 7 4 単位 (建築構造コース)
全教育課程 (基礎教育課程・専門教育課程)		1 5 単位 (建築総合コース) 1 2 単位 (建築計画コース) 9 単位 (建築構造コース)

【宇宙航空システム工学科】

授業科目の区分		単位数
基礎教育課程	初年次教育	7 単位
	キャリア教育	1 0 単位 (総合課程宇宙航空システム専攻、専修課程航空操縦学専攻)
	人間と科学・外国語教育	
	数理基礎教育	1 2 単位 (総合課程) 1 0 単位 (専修課程)
	英語・日本語基礎教育	8 単位 (総合課程宇宙航

		空システム専攻、専修課程航空操縦学専攻) 10単位(専修課程航空整備学専攻)
専門教育課程		70単位
全教育課程 (基礎教育課程・専門教育課程)		17単位(総合課程) 19単位(専修課程)

附 則

1. この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
3. この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
4. この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
6. この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
7. この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
8. この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
9. この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
10. この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
11. この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
12. この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
13. この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
14. この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
15. この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。
16. この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
17. この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
18. この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
19. この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
20. この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
21. この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改定については、平成 29 年 4 月 1 日に在籍するすべての学生に適用する。
22. この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
23. この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
24. この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
25. この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I

機械工学科の進級要件

1 年次 → 2 年次

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、1 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

- (1) 次の基礎教育課程および専門教育課程における必修科目のうち、未修得科目が 2 科目以下であること。

[基礎教育課程 (数理基礎教育)]

工学・情報系の基礎数理 I 3 単位

基礎物理学 2 単位

[専門教育課程]

工業力学 I 2 単位

機械製図基礎 2 単位

- (2) 1 年次に開講される科目を履修し、総修得単位数が 24 単位以上^{注 1)} であること。

2 年次 → 3 年次

進級するためには、次の(1)～(3)の条件を、2 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

- (1) 1 年次から 2 年次への進級にかかる該当必修科目 (4 科目) の単位をすべて修得していること。
- (2) 次の専門教育課程における必修科目のうち、未修得科目が 3 科目以下であること。

[専門教育課程]

材料力学 I 2 単位

熱力学 I 2 単位

流体力学 I 2 単位

生産加工学 I 2 単位

機械製図応用 2 単位

機械材料学 I 2 単位

CAD 基礎 2 単位

- (3) 2 年次までに開講される科目を履修し、総修得単位数が 66 単位以上^{注 2)} であること。

3 年次 → 4 年次

進級するためには、次の(1)～(4)の条件を、3 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

- (1) 2 年次から 3 年次への進級にかかる該当必修科目 (7 科目) の単位をすべて修得していること。

- (2) 基礎教育課程（数理基礎教育）における必修科目（4科目）の単位をすべて修得していること。
- (3) 3年次までに開講された専門教育課程における必修科目のうち、未修得科目が3科目以下^{注3)}であること。
- (4) 3年次までに開講される科目を履修し、総修得単位数が110単位以上であること。

注 1) 転学科希望者に対し、一定の単位数を一括認定する場合には、(1)の進級要件（1年次→2年次）を満たすものと同等の基礎学力があるかを学科教授会にて個別審査し、2年次への受け入れ可否を決定する。また、編入学・転入学希望者に対しては、シラバスを照合の上、単位の読み替えについて、学科教授会にて個別審査し、2年次への受け入れ可否を決定する。

注 2) 転学科希望者に対し、一定の単位数を一括認定する場合には、(1)および(2)の進級要件（2年次→3年次）を満たすものと同等の基礎学力があるかを学科教授会にて個別審査し、3年次への受け入れ可否を決定する。また、編入学・転入学希望者に対しては、シラバスを照合の上、単位の読み替えについて、学科教授会にて個別審査し、3年次への受け入れ可否を決定する。

注 3) 3年次までの進級要件を満たしているため、実質的には「機械工作実習」、「工業力学Ⅱ」、「機械力学Ⅰ」、「機械要素設計Ⅰ」、「制御工学Ⅰ」、「コンピュータ援用設計／機械図面と加工」、「機械設計製図／機械製作実習」、「機械工学実験」、「機械工学 세미나」および「ゼミナール」の内、未修得科目が3科目以下であることと同意。尚、上記に示した科目の内「／」と2科目並列表記されているものは選択必修科目を意味する。

注 4) 上記注 1) および注 2) 以外の形態で機械工学科の学生として在籍する要望案件が出た場合は、注 1) および注 2) 同様に学科教授会にて個別に審査し、学年を含め受け入れの可否を決定する。

※ここでいう総修得単位数とは、卒業要件に該当する修得単位数のことを示す。

ナノサイエンス学科の進級要件

1 年次→2 年次

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、1 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならぬ。

- (1) 次の専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していること。

[専門教育課程]

化学 I	2 単位
化学 II	2 単位
化学 I 演習	1 単位
化学 II 演習	1 単位
化学実験操作法	1 単位
環境生物科学実験	1 単位
ナノサイエンス入門	2 単位

- (2) 1 年次に開講される科目を履修し、総修得単位数が 20 単位以上であること。

2 年次→3 年次

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、2 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならぬ。

- (1) 次の専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していること。

[専門教育課程]

先端化学実習 I	2 単位
先端化学実習 II	2 単位
基礎化学実験 I	1 単位
基礎化学実験 II	1 単位

- (2) 2 年次に開講される科目を履修し、卒業に必要な総修得単位数が 60 単位以上であること。

3 年次→4 年次

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、3 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならぬ。

- (1) 次の専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していること。

[専門教育課程]

先端化学実習Ⅲ 2 単位

先端化学実習Ⅳ 4 単位

- (2) 3 年次に開講される科目を履修し、3 年次までに開講される必修科目の単位をすべて修得していること。卒業に必要な総修得単位数が 100 単位以上であること。

※1 他学科の学生が当学科への転学科を申し出てきた場合、または他の大学・高等専門学校に就学している学生から当学科への編入を申し出て来た場合、「1 年次→2 年次（または 2 年次→3 年次）への進級要件」を満たした者と同等の基礎学力を有しているかを当学科教授会にて個別に審議した上で受け入れの可否を決定する。

※2 ここでいう総修得単位数とは、卒業要件に該当する修得単位数のことを示す。

建築学科の進級要件

1 年次 → 2 年次

進級するためには、1 年次に開講される科目を履修し、原則として 1 年次後期終了時までの総修得単位数が 20 単位以上でなければならない。

3 年次 → 4 年次

進級するためには、次の(1)～(3)の条件を、3 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

(1) 基礎教育課程の科目については、以下を満たしていること。

工学部履修規程第 17 条（卒業要件）に定められた、初年次教育、キャリア教育及び人間と科学・外国語教育、数理基礎教育、英語・日本語基礎教育の要修得単位数のうち、未修得単位数が 4 単位以下であること。

(2) 専門教育課程の科目については、以下の①②を満たしていること。

①建築製図Ⅰ～Ⅲ、建築設計Ⅰ～Ⅳのすべての単位を修得

②3 年次までに開講された科目について 58 単位以上を修得

(3) 総修得単位数は 108 単位以上であること。

※1 転学科希望者に対し、進級要件（1 年次→2 年次）を満たすものと同等の基礎学力があるかを学科教授会にて個別に審議し、2 年次への受け入れ可否を決定する。

※2 ここでいう総修得単位数とは、卒業要件に該当する修得単位数のことを示す。

宇宙航空システム工学科の進級要件

進級するためには、各学年および各専攻において、原則として以下の要件を満たさなければならない。

1 年次 → 2 年次

宇宙航空システム専攻

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、1 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

(1) 次の基礎教育課程および専門教育課程における必修科目のうち、未修得科目が 5 科目以下であること。

[基礎教育課程 (数理基礎教育)]

工学・情報系の基礎数理 I	3 単位
工学・情報系の基礎数理 II	3 単位
基礎物理学	2 単位
物理学	2 単位

[専門教育課程]

工業力学	2 単位
機械力学	2 単位
情報基礎システム I	1 単位
情報基礎システム II	1 単位
材料力学 I	2 単位
宇宙航空工学基礎演習	1 単位
宇宙航空工学プロジェクト I	2 単位

(2) 1 年次に開講される科目を履修し、1 年次後期終了時までの総修得単位数が 31 単位以上であること。

航空整備学専攻

進級するためには、次の(1)～(3)の条件を、1 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

(1) 次の基礎教育課程および専門教育課程における必修科目のうち、未修得科目が 2 科目以下であること。

[基礎教育課程]

SOJ0 セミナー	1 単位
SOJ0 基礎 I	2 単位
SOJ0 基礎 II	2 単位
情報処理基礎	2 単位
健康スポーツ教育 I	1 単位
健康スポーツ教育 II	1 単位
工学・情報系の基礎数理 I	3 単位
工学・情報系の基礎数理 II	3 単位
基礎物理学	2 単位
物理学	2 単位
イングリッシュコミュニケーション I	2 単位
イングリッシュコミュニケーション II	2 単位

[専門教育課程]

工業力学	2 単位
機械力学	2 単位
宇宙航空工学基礎演習	1 単位

(2) 基礎教育課程の選択必修科目を 2 単位以上、専門教育課程の選択必修科目を 5 単位以上修得していること。

(3) 卒業に必要な総修得単位数が 31 単位以上であること。

航空操縦学専攻

進級するためには、次の条件を、1 年次後期終了までにすべて満たさなければならない。

1 年次に開講される基礎教育課程および専門教育課程における必修科目 19 科目のうち、未修得科目が 2 科目以下であること。ただし、次の専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していなければならない。

[専門教育課程]

航空機力学 I	2 単位
航空法規 I	2 単位
航空気象学 I	2 単位
空中航法 I	2 単位

2 年次 → 3 年次

宇宙航空システム専攻

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、2 年次後期終了時までにすべて満たさなければならない。

- (1) 1 年次から 2 年次への進級にかかる該当必修科目 (11 科目) と、2 年次に開講される次の基礎教育課程および専門教育課程における必修科目のうち、未修得科目が 3 科目以下であること。

[基礎教育課程 (数理基礎教育)]

物理学実験	2 単位
-------	------

[専門教育課程]

基礎流れ学	2 単位
基礎熱力学	2 単位

- (2) 2 年次に開講される科目を履修し、原則として卒業に必要な総修得単位数が 66 単位以上であること。

航空整備学専攻

進級するためには、次の(1)～(3)の条件を、2 年次後期終了時までにすべて満たさなければならない。

- (1) 1 年次から 2 年次への進級にかかる該当必修科目 (15 科目) と、2 年次に開講される次の基礎教育課程における必修科目に、未修得科目がないこと。

[基礎教育課程]

イングリッシュコミュニケーションⅢ	2 単位
-------------------	------

イングリッシュコミュニケーションⅣ	2 単位
-------------------	------

- (2) 基礎教育課程の選択必修科目を 5 単位以上、専門教育課程の選択必修科目を 8 単位以上修得していること。

- (3) 2 年次に開講される国土交通大臣指定航空従事者養成施設教育規程科目すべてに合格していること。

航空操縦学専攻

進級するためには、次の条件を、2 年次後期終了までにすべて満たさなければならない。

1 年次に開講される必修科目 19 科目と、2 年次に開講される必修科目 4 科目のうち、未修得科目が 3 科目以下であること。ただし、次の専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していなければならない。

[専門教育課程]

航空機システム基礎	2 単位
-----------	------

航空交通管制	2 単位
--------	------

3 年次 → 4 年次

宇宙航空システム専攻

進級するためには、次の(1)～(4)の条件を、3 年次後期終了時までにすべて満

たさなければならない。

- (1) 基礎教育課程における必修科目（16科目）のうち、未修得科目が3科目以下であること。
- (2) 専門教育課程における卒業研究を除く必修科目（9科目）のうち、未修得科目が2科目以下であること。
- (3) 3年次までに開講された専門教育課程の単位を60単位以上修得していること。
- (4) 3年次までに開講される科目を履修し、総修得単位数が106単位以上であること。

航空整備学専攻

進級するためには、次の(1)～(4)の条件を、3年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

- (1) 基礎教育課程における必修科目（14科目）に未修得科目がないこと。
- (2) 2年次までの専門教育課程における必修科目（3科目）に未修得科目がないこと。
- (3) 基礎教育課程の選択必修科目を8単位以上修得していること。
- (4) 3年次に開講される国土交通大臣指定航空従事者養成施設教育規程科目すべてに合格していること。

4年次前期より総合課程宇宙航空システム専攻に転専攻を認められた場合は、宇宙航空システム専攻の進級要件を適用する。

航空操縦学専攻

4年次以降も同専攻に所属する場合は、次の(1)～(3)の条件を3年次後期終了時までにはすべて満たすこと。

- (1) 自家用操縦士技能証明を取得していること。
- (2) 事業用操縦士学科試験にすべて合格していること。
- (3) 卒業に必要な総修得単位数が94単位以上であること。

4年次前期より総合課程宇宙航空システム専攻に転専攻を認められた場合は、宇宙航空システム専攻の進級要件を適用する。

※1 転学科希望者に対し、一定の単位数を一括認定する場合は、上記の進級要件（1年次→2年次）を満たすものと同様の基礎学力があるかを学科教授会にて個別に審議し、2年次への受け入れ可否を決定する。

※2 3年次への転学科や編入希望者に対し、一定の単位数を一括認定する場合は、学科教授会にて個別に審議し、3年次への受け入れ可否を決定する。

※3 ここでいう総修得単位数とは、卒業要件に該当する修得単位数のことを示す。

※4 他学科および他学部で履修し修得した単位は進級要件単位数には含まない。